

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	たけし歯科医院	長崎県大村市桜馬場2丁目 355番地1	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月28日 令和3年度決算の決定
 令和4年5月28日 令和4年度の役員報酬額の決定
 令和4年5月28日 理事及び監事の任期満了による改選
 令和5年3月26日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 翠月会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市桜馬場2丁目355番地1

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,446	I 流動負債	4,138
II 固定資産	20,637	II 固定負債	23,967
1 有形固定資産	20,395	負債合計	28,105
2 その他の資産	242	純資産の部	
III 繰延資産	196	科 目	金 額
		I 基金	15,000
		II 積立金	9,174
		代替基金	0
		繰越利益剰余金	9,174
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	24,174
資産合計	52,279	負債・純資産合計	52,279

法人名 医療法人 翠月会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市桜馬場2丁目355番地1

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	134,384
2 事業費用	131,798
本来業務事業利益	2,586
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,586
II 事業外収益	717
III 事業外費用	220
経常利益	3,083
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	3,083
法人税等	517
当期純利益	2,566

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 翠月会
 所在地 長崎県大村市桜馬場2丁目355番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額 52,279 千円
 2. 負 債 額 28,105 千円
 3. 純 資 産 額 24,174 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,446
B 固 定 資 産	20,637
C 繰 延 資 産	196
C 資 産 合 計 (A+B+C)	52,279
D 負 債 合 計	28,105
E 純 資 産 (C-D)	24,174

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監事監査報告書

医療法人 翠月会
理事長 武 俊朗 殿

私は、医療法人翠月会の令和 4 会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 27 日

医療法人 翠月会

監事 西山 暁美